

2001年3月21日

頂いたご意見

詳細でかつしっかりした規定をまとめられました委員長はじめ委員会の皆様のご努力に深く敬意を表します。本日朝のNHKニュースでも拝見いたしました。

気がつきました点、学会事務局をつうじて提出させていただきます。取捨選択はお任せいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

コメントはホームページからのコピーに書きこみましたが理由について以下に記述いたします。

前文：「可能性」は積極的に起こるイメージを与えそうなので「リスク」もしくは「危険性」の方がよくないか。

「誇りと責任」は恣意とおごりにつながりかねないので常に「自省」とペアであるべき。

憲章：2．専門家への「信頼」が公衆の「安心」につながることの認識をいれたらどうか（後のほうにも出てきますが）

7．個別の契約のみならず「社会との契約」の観点からも書いておきたい。

行動指針：単に「個人の責任が大きい」というと量的なものにとられるが、大小をとわず責任を自覚せよ、というのならこのほうがよくないか。

1 - 1：この倫理規定が対外的にもオープンであるなら、「うまく使わなければ危険」（うまく使えば宝物）のニュアンスをいれたい。

1 - 3：「人類の生活」ばかりを言うのは人間主体の西欧科学技術への現在の反省の風潮にはそぐわない。人間も動物も植物も含むすべての共存をまずは掲げておくほうがよいのではないか。

2 - 3：安全の十分な確認をJCO事故からみてすこし具体的にいれたら？

2 - 6：「技術に対して人間として謙虚であれ」をまずいいたいところ。

4 - 2：概して事故の多い組織・職場は組織の活力が低いところ。最近の企業の倫理的な不祥事が「後ろ向きの内部告発」で表面化していることを見ると会員であるとともに社会的な地位として管理者・経営者の人間への姿勢について倫理規定に盛り込んでおきたい。

5 - 4：情報の非公開の論議は難しいが少なくともこの2点は当然の事ながら追記しておくほうがよいのでは。

頂いたご意見に対する委員会の見解

以下の書き込みのほうに対して回答させていただきます。

頂いたご意見

原子力が人類に著しい利益をもたらすとともに、＜極めて稀といえども＞大きな災禍も招く可能性＜リスク（or 危険性）＞があることを我々は常に深く認識し、原子力による人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を希求する。

頂いたご意見に対する委員会の見解

災害が起こりうることを会員が忘れないために、あえて「可能性」という表現を選んでお

ります。「極めて稀といえども」も同じ理由で不用と考えます。

頂いたご意見

そのため原子力の研究、開発、利用および教育に取り組むにあたり、公開の原則のもとに、自ら知識・技能の研鑽を積み、自己の行為に誇りと責任を持つとともに<常に自らを省み>、社会における調和を図るよう努め、法令・規則を遵守し、安全を確保する。

頂いたご意見に対する委員会の見解

ご意見を拝承し、付け加えることに致しました。なお、原文にありました「理解を得る」につきましては別の方から「理解をするかしないかは、社会側の評価の問題であり、理解をおしつけるべきではない。」とのご意見があり、削除しました。

頂いたご意見

憲章

2. 会員は、公衆の安全を全てに優先させてその職務を遂行し、自らの行動を通じて<公衆の信頼を得、>公衆が安心感を得られるよう努力する。

頂いたご意見に対する委員会の見解

ご指摘の通り、専門家への「信頼」が公衆の「安心」につながります。このことは原案行動指針2-7.に明記しています。憲章本文はできるだけ短く読みやすくし、説明的記述は行動指針に回すという方針をご理解いただければ幸いです。

頂いたご意見

7. 会員は、専門の業務に関して契約のもとに被雇用者、代理人あるいは受託者として<さらに社会から付託された分野の専門家として>誠実に行動する。

頂いたご意見に対する委員会の見解

専門職の業務は社会との契約によって機能するという考え方を示せというご意見で、この考え方は倫理規定を作る前提になるものと考えます。しかしあまり高度な考え方をここに持ち込むと混乱が生じると思います。ここでは「契約」という言葉を通常の意味に限定させていただきたいと存じます。なお、別の方からのご意見もあり、条文は次のように変更させていただきました。

「会員は、本憲章の他の条項に抵触しないかぎり、専門の業務に関し契約のもとに誠実に行動する。」

頂いたご意見

8. 会員は、原子力に従事することに誇りを持ち、<社会から>その職に与えられている栄誉を高めるよう努力する。

頂いたご意見に対する委員会の見解

栄誉は社会から与えられるということを明記せよとのご意見ですが、そうすると「社会」を定義する必要が生じます。確かに曖昧かもしれませんが、会員がそれぞれ自分の言葉に置き換えて理解することを期待し、原文のままとさせていただきたく存じます。

頂いたご意見

行動指針

本倫理規定は日本原子力学会員の専門活動について定めたものである。会員には正会員、推薦会員、学生会員からなる個人会員のほか、賛助会員の企業または団体も含まれる。憲章や行動指針の内容は個人会員として果たすべきものばかりでなく、企業や団体という組織が果たすべきものが多く含まれる。組織人は組織の利益を優先させ個人としての責任を軽視する傾向がある。組織が果たすべき責任についてもそれを構成する個人〈もそ〉の責任が夫きい〈を免れない〉ことを忘れてはならない。

頂いたご意見に対する委員会の見解

組織のモラルもその源は個人にあります。ご提案のように組織の責任と個人の責任を対置するより、原文のほうがこのことを鮮明に表していると思いますので、原文のままとさせていただきます。

頂いたご意見

1 - 1 . 原子力の平和利用は、原子力発電の関連分野から、理学・医療・農業・工業等における放射線や同位体の利用技術に関連する分野まで、極めて多岐にわたっており、本会の専門分野はこれらの全ての分野と関連している。したがって、会員は専門とする技術が〈の適切な利用方法を欠けば〉その大小はともあれ災禍を招く可能性がある〈リスク（危険性）が常に存在する〉ことを認識し、その技術を通じて人類の福祉に貢献するよう行動しなければならない。

頂いたご意見に対する委員会の見解

前文のところで述べたのと同じ理由で、原文のままとさせていただきます。

頂いたご意見

1 - 3 . 〈地球上のあらゆる生命の共存と共に〉人類の快適な生活の確保のためには、適正な経済成長とエネルギーの安定供給、環境の保全という課題をともに達成することが必要であるが、それに至る道筋は明らかではない。これに資するため、会員は原子力平和利用に具体的手だてを見出し活用するよう、不断の努力を積まなければならない。

頂いたご意見に対する委員会の見解

屁理屈かもしれませんが、害虫や病原菌も「あらゆる生命」には含まれます。ご提案の修正では、害虫や病原菌との共存は可能なのかという問題を提起します。もちろん他の生物との共存なくしては人類の将来もないと考え、これについては前文でも触れています。他の生物との共存は「環境の保全」に含まれると解釈しておりますので、原文のままとさせていただきます。

頂いたご意見

2 - 1 . 会員は、原子力技術の取り扱いを誤ると人類の安全を脅かす可能〈危険性〉があることをよく理解し、安全確保のため常に最大限の努力を払わねばならない。

頂いたご意見に対する委員会の見解

前文のところで述べたのと同じ理由で、原文のままとさせていただきます。

頂いたご意見

2 - 3 . 会員は、原子力・放射線関連の施設において安全性の確認されていない効率化を行なってはならない。効率化すなわち進歩と誤解して<事前評価と必要な手続きなど>安全性の十分な確認を行わず、設備や作業を変更してはならない。

頂いたご意見に対する委員会の見解

安全性確認の方法は施設によって異なるので、どこまで具体的に書くか難しいところです。ご提案の修正ですと「事前評価と必要な手続きなど」さえすればいいと逆に読まれる可能性もあります。どのような確認をするかを会員に考えてもらうことが大切と考え、原文のままとさせていただきます。存じます。

頂いたご意見

2 - 6 . 会員は、<技術に対して常に謙虚であるべきで、>原子力技術が成熟したとして安全性を過信してはならない。原子力開発の歴史は未だ1世紀に満たない。今後とも新たな技術的問題が出ることもありうるとして、緊張感を持って新しい事象が発生することに対し警戒心を失ってはならない。

頂いたご意見に対する委員会の見解

「今後とも新たな技術的問題が出ることもありうる」と考えることが「技術に対して常に謙虚である」ことだと考えております。くどくなるのを避けるため、原文のままとさせていただきます。存じます。

頂いたご意見

4 - 2 . 会員は、所属する組織が安全確保のため十分な努力を払っているかを見極め、万一不十分なときは組織を変革するよう努めなければならない。<とくに経営者・管理者の立場にある会員は組織のメンバーの人格を尊重し、風通しのよい組織づくりに努めなければならない。>

頂いたご意見に対する委員会の見解

ご提案の加筆を行いますと、経営者・管理者の立場にない会員は組織変革に努める必要は小さいととられる可能性があります。会員は全て専門家としてこの努力をする必要があります。原文のままとさせていただきます。存じます。

頂いたご意見

5 - 4 . 原子力に係る情報でも、<個人のプライバシー、法で保護されるノウハウ、>核不拡散や公衆の安全・利益等のために公開することが好ましくないものについては公開する必要はない。ただしその場合でも、会員はあらかじめそれを明示し、公開できない理由を説明しなければならない。

頂いたご意見に対する委員会の見解

公務員の場合、非公開6項目については守秘義務を生じます。これは、個人情報、法人情報、核不拡散等情報、核物質防護等情報、意思決定プロセス情報、業務運営に関する情報です。また公務員以外の場合には所属組織との契約により他にも守秘義務が生じます。こ

れらを全て列記すると非常に読みづらくなります。そこで「等」として省略しています。会員が自分の言葉に置き換える際にその意味をしっかりと考えていただくこととし、ここは原文のままとさせていただきます。存じます。